（警視庁警部）　高橋　健　藤佐木　眞幸則
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十七日）
（一等陸尉）　木村　正行　椎名　和敏
明石　宏
杉本富士也　福井奈良男　杉本茂一
山本光則　山谷正樹　陽遊形美夫
吉村豊泉
瑞宝双光章を授ける（各通）
高尾達也　小島嘉徳　佐藤邦彦
（鳥取県警部）　渡邉悠雄　田田芳亘　勝晃長正美男
吉本操
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十八日）
（静岡大学名誉教授）　増田中雍彦
瑞宝中綬章を授ける（各通）　野沢能安
瑞宝小綬章を授ける
稲垣謙二　遠藤文吾　越智至
片寄俊夫　後藤邦雄　篠原亮進
志村治男　末松榮　堤清雄　原井英雄
永沢博　平塚清　福井英雄
松岡新嗣
（佐賀県佐賀中部広域連合消防本部）　山田孝
瑞宝双光章を授ける（各通）
茂利留吉　山下數男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月十九日）
（岡山大学名誉教授）　木村郁郎
瑞宝中綬章を授ける
朝妻敬憲　岩佐隆顯　村上靖幸
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十日）
瑞宝双光章を授ける（九月二十一日）　飯塚功
天野國義
瑞宝双光章を授ける（九月二十二日）

# 官庁報告

## 産　業

### 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年10月25日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年10月25日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫

記

1．制定された日本工業規格

船用電気設備―船及びオフショア用の電力，制御及び計装ケーブルの一般構造及び試験方法　C3411

2．改正された日本工業規格

船用電線　C3410

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成22年10月25日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成22年10月25日

経済産業大臣　大畠　章宏
国土交通大臣　馬淵　澄夫

記

廃止された日本工業規格

船用電気設備―第350部：船用電力ケーブル　一般構造及び試験要求事項　C3411―350

船用電気設備―第351部：船用電力，通信及び制御ケーブルの絶縁体材料　C3411―351

船用電気設備―第353部：定格電圧1kV，3kV押出固体絶縁単心及び多心非等電界電力ケーブル　C3411―353

船用電気設備―第354部：定格電圧6kV，10kV，15kV押出固体絶縁単心及び3心電力ケーブル　C3411―354

船用電気設備―第359部：船用電力及び通信ケーブルのシース材料　C3411―359

船用電気通信ケーブル及び無線周波ケーブル―第373部：船用可とう同軸ケーブル　C3411―373

船用電気通信ケーブル及び無線周波ケーブル―第374部：非主要通信用電話ケーブル　C3411―374

船用電気通信ケーブル及び無線周波ケーブル―第375部：一般計装，制御及び通信ケーブル　C3411―375

船用電気設備―第376部：船用多心制御ケーブル　C3411―376

## 労　働

### 労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係労働者を代表する者杉本達夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年10月25日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成22年11月10日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　千葉労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、香川労働局の関係労働者を代表する者豊嶋稔の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成22年10月25日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成22年11月10日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　香川労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

| 氏　名 | 年齢 | 所属団体名及び当該所属団体における地位 | 略歴 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。